

令和元年度答申第84号  
令和2年3月3日

諮問番号 令和元年度諮問第103号（令和2年2月4日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金額等の確認処分（以下「本件確認処分」という。）をしたところ、審査請求人が本件確認処分を不服として審査請求した事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち

所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。「以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。
- (3) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記（1）の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃確令4条2項）。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、P社（以下「本件会社」という。）の労働者であったが、平成30年6月30日に退職した。なお、審査請求人は本件会社設立時に取締役として登記されていたが、平成29年12月19日に辞任し、同月25日にその旨登記がされている。

（雇用保険被保険者離職票、履歴事項全部証明書）

- (2) 処分庁は、審査請求人の申請を受け、平成31年1月8日、本件会社について、上記2（2）の認定（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことの認定）を行った。

（確認申請書、認定通知書）

(3) 審査請求人は、平成31年3月14日、処分庁に対し、未払賃金の額を合計166万7040円とする本件確認申請を行った。

(確認申請書)

(4) 処分庁は、審査請求人に対し、平成31年4月3日、未払賃金の額を12万6799円とする本件確認処分を行った。

(確認通知書)

(5) 審査請求人は、令和元年6月25日付け審査請求書で、審査庁に対し、本件確認処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和2年2月4日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件会社の創業時は役員となっていたが、全ての業務執行に関する内容については代表者が判断し、審査請求人自身は一切関知せず、他の社員と同様の業務に従事していた。

(2) 支払われていた給与に関しては別段の定めをしていないため、民法489条(明治29年法律第89号)3号に基づき「弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する」ものとし、平成28年10月以降の未払給与の補填と考えており、平成29年12月以降分のみを未払賃金算出の根拠とした処分庁の判断は間違っている。同年12月20日以降を算出の根拠とした場合でも、未払賃金として150万5794円が不足している。

(3) 処分庁は、本件会社が倒産するまでの審査請求人の給与が25万0937円～25万1012円の範囲内であったにもかかわらず、定期賃金から源泉控除された額に近いため賃金債務に充当されることを意図していると判断しているが、一致していたからという理由のみで平成29年12月20日以降分の賃金の支払を優先する等の契約や約束がないにもかかわらず、民法489条3号を無視して勝手に推測したものであり、間違っている。

(審査請求書、反論書)

#### 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね次のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

1 本件会社の履歴事項全部証明書によると、審査請求人は、本件会社が設立

された平成28年7月4日から平成29年12月19日まで、取締役であったことが確認できる。

- 2 雇用契約書、雇用保険の資格取得年月日及び労働者名簿によれば、審査請求人の本件会社への雇入れ年月日は平成29年12月20日となっており、賃金台帳は平成30年1月分から作成されており、労働時間数、時間外労働時間数等も記載されていることをみると、平成29年12月19日以前については、審査請求人を、労基法9条に規定している「事業又は事務所に使用される者」と認めることはできず、同日以前の役員としての報酬は賃確法上の未払賃金の対象とはならない。
- 3 審査請求人が雇用契約を締結した平成29年12月20日以降に支払われている賃金は、審査請求人の預金通帳の写しによれば、平成30年2月9日及び同年3月15日に支払われた各25万1012円、同年4月13日及び同月5月15日に支払われた各25万0850円、同年6月15日に支払われた24万6260円、同年7月13日に支払われた25万9590円並びに同年8月31日に支払われた3万円であることが認められる。
- 4 審査請求人が雇用契約を締結した平成29年12月20日以降の賃金額は、本件会社作成の賃金台帳及び雇用保険被保険者離職票によれば、平成29年12月分（支払期日：平成30年1月15日）は10万6452円、平成30年1月分（支払期日：同年2月15日）及び同年2月分（支払期日：同年3月15日）は各25万1012円（税等控除後の賃金額。以下本項において同じ。）、同年3月分（支払期日：同年4月15日）は25万0835円、同年4月分（支払期日：同年5月15日）は25万0850円、同年5月分（支払期日：同年6月15日）は24万6212円、同年6月分（支払期日：同年7月15日）は25万9590円であることが認められる。
- 5 雇用契約書によれば、賃金の締切日は月末、支払日は翌月15日であり、上記3の支払金額と上記4の賃金台帳に記載されている税等控除後の賃金額とほぼ一致していることから、それぞれの前月の労働に対する賃金として支払われていると考えられる。
- 6 審査請求人は、民法489条3号を適用するとして、平成30年中に支払われた賃金は未払の役員報酬に充当するため、未払賃金はもっと多額である旨主張しているが、上記5のとおり、本件会社は審査請求人に対して、同年1月分以降の各賃金計算期間における労働の対価として賃金を支払っていると考えられ、同号に定める弁済の充実に該当するとは考えられない。

7 本件会社から平成30年8月31日に審査請求人に支払われた3万円が役員報酬又は賃金債権のいずれの弁済に充当されたかについて、債務に関する法定の利率は、役員報酬が、商法（明治32年法律第48号）514条の規定により、支払期日の翌日から年6パーセントであるのに対し、賃金が、賃金債権法6条の規定により、退職の日の翌日から支払をする日までの期間について、その日数に応じて年14.6パーセントの遅延利息が発生する。

そのため、本件会社の弁済の利益を考慮すると、民法489条3号の「債務者のために弁済の利益が相等しいとき」に該当するとはいえず、利率の高い賃金に充当する方が本件会社の利益が多いと考えられることから、同条2号の規定により未払賃金へ充当することが妥当と考えられる。

8 平成29年12月分賃金の10万6452円は支払われておらず、未払賃金に当たると解される。その上で、平成30年8月31日に審査請求人に支払われた3万円を充当し、同年3月分賃金で過払いされている15円及び同年5月分賃金で過払いされている48円を差し引くと、未払賃金の額は7万6389円となり、本件確認処分は、金額の算定に一部不当な点が認められる。

9 しかし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）48条の規定により、審査請求人の不利益に処分を変更することはできないため、本件審査請求を棄却することが妥当である。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

#### 2 本件確認処分の適法性及び妥当性について

(1) 審査請求人は、本件会社設立時から労働者として勤務しており賃金が支払われるべきものであったと主張している。

しかし、関係資料によると、審査請求人は、本件会社設立時から平成29年12月19日に辞任するまでは取締役として登記されていたこと、審査請求人が取締役を辞任した翌日、本件会社と審査請求人との間で賃金を含めた労働条件が明記された雇用契約書が作成されたこと、審査請求人が同日雇用保険の資格を取得していること、本件会社の労働者名簿に雇入年月日を同日として審査請求人が記載されていること、審査請求人につき平成30年1月分以降の賃金台帳が作成されていること等の事実が認められ、これらの事

実によると、審査請求人は、平成29年12月19日までは取締役の地位にあり、翌日以降労働者となったものと認められる。

審査請求人は、会社役員としての業務に従事していなかった旨主張するが、取締役就任している以上、取締役としての権利義務を有していたのであるから、審査請求人の主張は採用できない。

- (2) 上記雇用契約書によると、審査請求人の賃金は、賃金締切日が月末で、支払日は翌月15日であったから、労働者となつてからの賃金は、平成29年12月の労働日数分が平成30年1月15日を支払期日とする賃金であり、以後同月以降の各月労働日数分が同年2月以降の毎月15日を支払期日とする賃金となる。

上記賃金台帳には、平成30年1月分から同年6月分までの賃金額（控除額を差し引いた額）が記載されており、各支払期日頃に、審査請求人の預金口座にほぼ同額が振り込まれている。

審査請求人は、これらの振込額について、平成29年12月20日より前の労働分の賃金も未払でありこれに充当されるものである旨主張し、審査請求人が取締役の地位にあった時期に支払われるべき役員報酬にも未払があった可能性もあるが、上記の各月の振込額が賃金台帳の金額とほぼ一致することに加え、審査請求人が預金通帳の平成30年2月9日の振込につき「1月分」、同年3月15日の振込につき「2月分」、同年4月13日の振込につき「3月分」等と記載していることから、同年1月分以降の賃金として振り込まれたというべきである。したがって、同年2月15日を支払期日とする同年1月分賃金以降は未払はなく、同年3月分が15円、同年5月分が48円の過払いとなっている。

平成30年8月31日に振り込まれた3万円については、役員報酬より利率の高い賃金に充当されとする審査庁の考え方が妥当であるので、平成29年12月分の賃金に充当し、上記過払い分を差し引いた金額7万6389円が未払賃金の額となるが、本件確認処分は未払賃金の額を12万6799円とするもので、これを審査請求人の不利益に変更することはできない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件確認処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史